



令和 8 年 月 日

蓮田市長

山 口 京 子 様

蓮田市特別職報酬等審議会

会 長 野 村 優

市長及び副市長の給料の額等について（答申）

令和 8 年 6 月 2 5 日付け総秘第 5 2 3 号で諮問のありました「市長及び副市長の給料の額等」について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

(別紙)

答 申

本審議会は、令和 8 年 6 月 2 5 日、蓮田市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市長から、「市長及び副市長の給料の額等」について諮問を受けた。

諮問及び参考意見を求められた事項は、次のとおりである。

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額について
- (2) 議会の議員の議員報酬及び期末手当の額について

本審議会は、蓮田市の職員給与の状況及び財政状況、県内類似・近隣市における市長等の給料及び期末手当の額、議員の報酬及び期末手当の額、並びに社会経済状況等を考慮し、広範かつ客観的な視点から検討を重ね、慎重に審議を行った。

1 審議結果（結論）

- (1) 案 市長、副市長及び教育長の給料の額、並びに議会の議員の議員報酬の額については、次のとおり改定することが適当と認める。
改定の実施時期は、令和 9 年 4 月 1 日が適当である。

役職	給料月額又は報酬月額		引上額	改定率
	改定前	改定後		
市長	845, 000			
副市長	712, 000			
教育長	665, 000			
議長	420, 000			
副議長	365, 000			
委員長	355, 000			
議員	345, 000			

- (2) 案 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額については、引き続き市職員の期末・勤勉手当の支給率に合わせて同率とすることが適当である。

2 改定理由について

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額について

案 市長、副市長及び教育長の給料の額については、平成19年4月に改定された。平成25年度及び平成26年度の審議会では、現行額に据え置くことが適当であるとの答申がなされたが、その額の改定は19年間行っていない状況である。

給料の月額について県内40市と比較すると、市長が37位、副市長及び教育長は40位とかなり低い水準となっている。

市長、副市長及び教育長は、それぞれ市政運営の方向を示し、重要な施策を進めていくうえで中心的な役割を担っている。特に少子高齢化が急速に進む中、持続可能な社会を目指し、福祉・教育の充実、防災の強化など多岐にわたる課題に対して迅速かつ的確に対応しなければならず、高い専門性と判断力、地域の信頼を得るための責任ある行動が求められる。

これらを鑑みると、本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料の額について、市の財政状況も考慮し、適切な水準へと引き上げることが適当との結論に達した。

(2) 議会の議員の議員報酬の額について

案 議会の議員の議員報酬の額については、平成9年4月改定された。平成25年度及び平成26年度の同審議会では、現行額に据え置くことが適当であるとの答申がなされたが、その額の改定は29年間行っていない状況である。

報酬の月額について県内40市と比較すると、議長が40位、副議長及び議員が39位とかなり低い水準となっている。

議員は、市民の代表として様々な意見を集約し、市政運営の審議・決定に関与するなど、地方自治の根幹を担う重要な役割を果たしている。また少子高齢化や人口減少、地域間競争の激化といった課題が増大する中、議員が果たす役割はより重要性を増している。

これらを鑑みると、本審議会は、議員の報酬の額について、市の財政状況も考慮し、適切な水準へと引き上げることが適当との結論に達した。

(3) 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の期末手当について

案 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の期末手当については、県内40市の状況をみても、引き続き市職員の期末・勤勉手当の支給率と同率にすることが適当との結論に達した。

3 改定額等について

市長、副市長及び教育長の給料の額については、県内40市において類似団体、人口規模などで比較するとともに、市の財政への影響なども考慮し検討を行った。

市長等の給料の改定額については、〇〇を参考に市長を〇〇〇, 〇〇〇円（改定率〇〇〇%）、副市長を〇〇〇, 〇〇〇円（改定率〇〇〇%）、教育長を〇〇〇, 〇〇〇円（改定率〇〇〇%）としたものである。

議会の議員の報酬の額については、県内40市において類似団体、人口規模、議員1人あたりの人口などで比較するとともに、市の財政への影響なども考慮し検討を行った。

議会の議員の報酬の額については、〇〇を参考に議長を〇〇〇, 〇〇〇円（改定率〇〇〇%）、副議長を〇〇〇, 〇〇〇円（改定率〇〇〇%）、委員長を〇〇〇, 〇〇〇円（改定率〇〇〇%）、議員を〇〇〇, 〇〇〇円（改定率〇〇〇%）としたものである。

4 附帯意見

蓮田市特別職報酬等審議会の設置については、その審議内容の重要性に鑑み、今後において必要に応じ、定期的に設置されるよう付記する。

以 上

蓮田市特別職報酬等審議会

会 長 野 村 優

会長職務代理 岩 崎 一 隆

委 員 上 田 博 之

委 員 大 塚 武 夫

委 員 大 山 友 康

委 員 小山田 孝 史

委 員 折 原 英 雄

委 員 田 中 雪 心

委 員 中 野 克 巳

委 員 平 栗 浩 太